

生徒指導要録での 「観点別学習状況」の評価の考え方

松沢伸二

(新潟大学)

1. 「観点別学習状況」の登場

生徒指導要録における観点別学習状況の評価は、昭和55年版で「観点別学習状況」欄が新設された時に初めて登場した。それまで観点別の評価は「所見」欄に記入していたが、次の理由で変更された。

イ 「Ⅱ所見」の欄については、この欄の記録を一層指導に活用できるようにするため、学習指導要領に示す目標の達成状況を観点ごとに評価することとしたこと。また、評価方法を改めたことに伴って、欄の名称を「Ⅱ観点別学習状況」と改めたこと。(『小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について(通知)』, 文部省, 昭和55年)

生徒指導要録には証明機能と指導機能の2つの働きがある。上の引用で、「Ⅱ観点別学習状況」欄の新設は、指導機能の強化が目的だったことがわかる。

それまでの「所見」欄では、「その生徒として比較的すぐれているものには該当する観点の欄に○印を、比較的劣っているものには×印を記入する」個人内評価をしていた。昭和55年版生徒指導要録はこれを、「目標を十分に達成したものについては+印を、達成が不十分なものについては-印を記入する」絶対評価に変えた。これが上の引用の「評価方法を改めた」内容である。生徒指導要録では相対評価が中心だったので、この改革は「文部省のコペルニクスの転回」と呼ばれた。

2. 「観点別学習状況」の評価対象

昭和55年版生徒指導要録は、観点別学習状況の評価は、「学習指導要領に示す目標の達成状況を観点ごとに評価する」とした。これは、平成3年の「審

議のまとめ」では、次のように詳述されている。

ア 各教科の「観点別学習状況」の欄については、新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして評価の観点を設け、児童生徒の目標の実現の状況について評価する。なお、この観点は、新学習指導要領が目指す学力を適切に評価するようにすることを考慮し、各教科の評定を行う場合の基本的な要素となるようにする。(『小学校及び中学校の指導要録の改善について(審議のまとめ)』, 文部省, 平成3年)

これを、新しい中学校学習指導要領に当てはめると、次の目標について、生徒がどの程度達成したかを評価することを意味する。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。(『中学校学習指導要領』[第9節 外国語, 第1目標], 文部科学省, 平成20年)

上記目標のうち、聞くことと読むことのコミュニケーション能力を「外国語理解の能力」、話すことと書くことのコミュニケーション能力を「外国語表現の能力」にまとめる。すると、新しい生徒指導要録の「観点別学習状況」の4つの評価観点である、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「外国語表現の能力」「外国語理解の能力」「言語や文化についての知識・理解」が直ちに導かれる。結局、「観点別学習状況」の評価対象は、学習指導要領の目標の達成状況であることになる。それは、生徒の英語の理解力や表現力以外のものを含むものである。

3. 「観点別学習状況」と「評定」

平成3年の「審議のまとめ」では、観点別学習状況の評価について、「各教科の評定を行う場合の基本的な要素となるようにする」としている。また、平成22年の「通知」では次のように述べられている。

「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに充分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。(『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)』, 文部科学省, 平成22年)

この2つの引用は、生徒指導要録では、生徒の学習状況を「分析的にとらえる観点別学習状況の評価」を、「総括的にとらえる評定」の基本的な要素とする方針が一貫して変わっていないことを示す。

平成13年版生徒指導要録からは「評定」も絶対評価で行うことになり、同じ絶対評価をする「観点別学習状況」の評価との整合性がよくなった。この結果現在では、先の4つの「観点別学習状況」の評価の単純合計を「評定」に決定する学校が多い。

以上により、「評定」も生徒の学習指導要領の目標達成状況を示すことになる。「評定」は調査書に転記されて、高等学校入学選抜で活用される。そこでは生徒の「英語の学力」の評価結果ではなく、生徒の「学習指導要領の目標達成状況」の評価結果が使われていることに注意する必要がある。

以上の通り、現在行っており、また新しい生徒指導要録のもとでの評価でも求められている「目標に準拠した評価」とは、生徒の英語の学習到達度や熟達度の評価ではなく、学習指導要領の目標の達成状況の評価するものである。それは諸外国の学校外国語教育で現在主流となっている、外国語能力の発達の尺度に照らして、生徒の4技能の伸びを評価する「目標基準準拠評価」とは似て非なるものである。

4. 「観点別学習状況」と「学習に取り組む態度」

新しい評価の「観点別学習状況」でも、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」の観点が重視されている。この観定の趣旨は、「コミュニケーションに関心をもち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする」と説明されている。

同様の観点は、初めて「観点別学習状況」が設けられた昭和55年版でも設定された。しかしその時は、「外国語に対する関心・態度」であった。この違いは大きい。以下は、当時の生徒指導要録の下で、長野県教育委員会が作成した具体的観点例である。

- ・英語を通して、外国の人々の生活やものの見方などにつき興味をもち、理解しようと努めている。
- ・日本語と英語の言語構造や、言語習慣の違いなどに気づくことができる。
- ・外国語を聞いたり、話したり、読んだり、書いたりすることに興味を持ち、進んで授業に参加している。
- ・外国語に対して興味、関心をもち、授業中、授業間、放課後などに積極的に質問にくる。
- ・すでに習った外国語を自分の生活の場に生かそうと努めている。
- ・テレビ、ラジオをなどの外国語に関する放送を進んで見聞きしようとしている。
- ・外国人と機会があれば接して学ぼうとする。
- ・外国語を正しく理解しようとして、英和等の辞書の利用に努めている。

(『長野県教育委員会作成「外国語に対する関心・態度」の観点例』, 『総合教育技術』, 小学館, 昭和56年)

この観点例で、改正学校教育法の「主体的に学習に取り組む態度」を養うには、「外国語に対する関心・態度」の観点がより適切であることがわかる。事実、当時の文部省の教科調査官は、この観点は「生徒が主体的に外国語学習に取り組む態度を育成することをねらいとしている(『中等教育資料』, ぎょうせい, 昭和55年)」と述べている。

現在の中学校英語は、「授業が好き・わかる」生徒が最も少ない教科である。新しい「観点別学習状況」の評価では、この「外国語に対する関心・態度」を第5の観点に復活するなどの工夫をしたい。